
第6章

介護保険事業の現状と 今後の運営

1 介護保険事業の現状

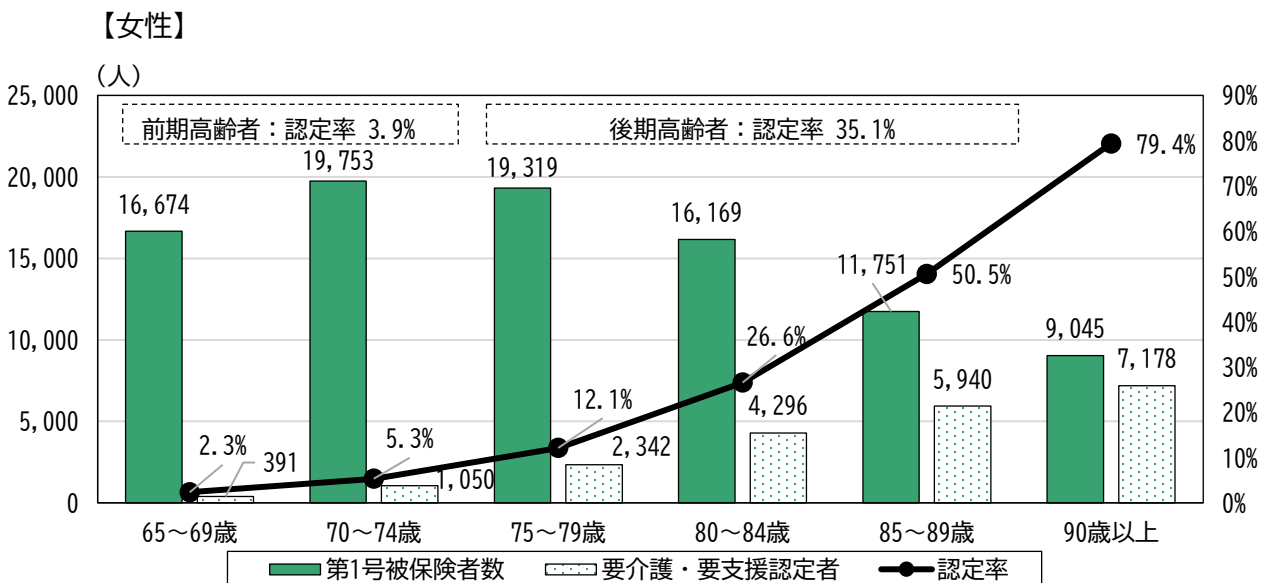
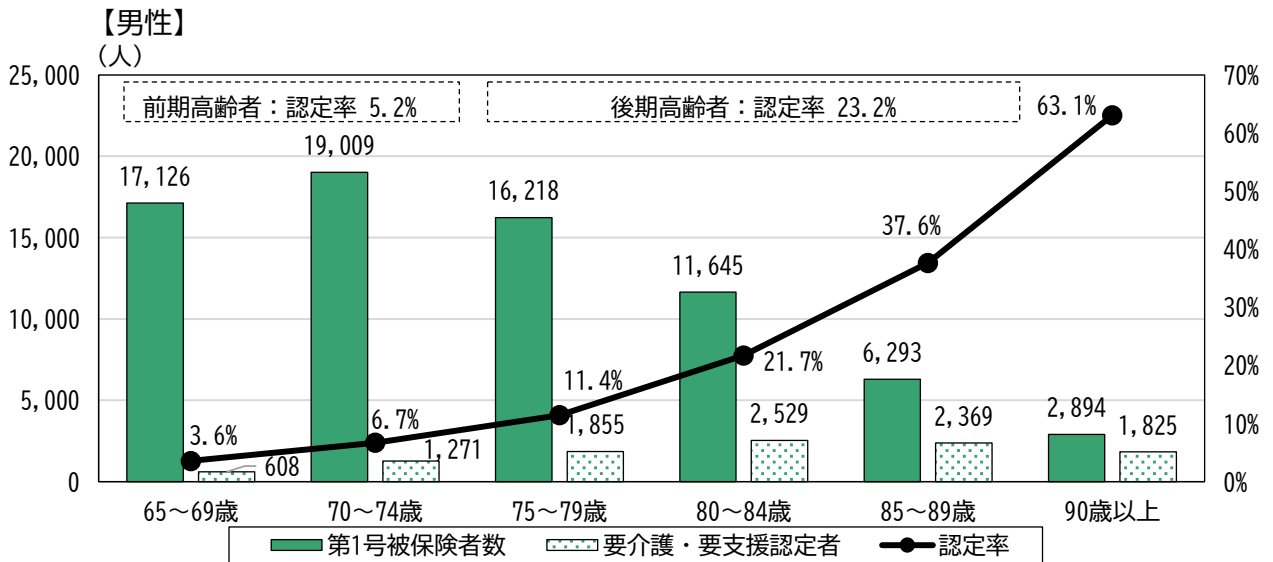
(1) 要介護・要支援認定の状況

① 年齢階層別の要介護・要支援認定の状況

令和5年度における、大田区の要介護・要支援認定率を5歳区切りの年齢別に見ると、75歳以上の認定率は男性では23.2%、女性では35.1%であり、65歳から74歳までの認定率と比べると、男性では約4倍、女性では約9倍となっています。

このように、年齢が高いほど認定率も高まる傾向が見られ、今後は75歳以上の高齢者の増加が見込まれることから、要介護・要支援認定者数も増加していくと予想されます。

図表6-1 要介護・要支援認定者数と認定率(年齢階層別、令和5年10月1日時点)



出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告(月報)」

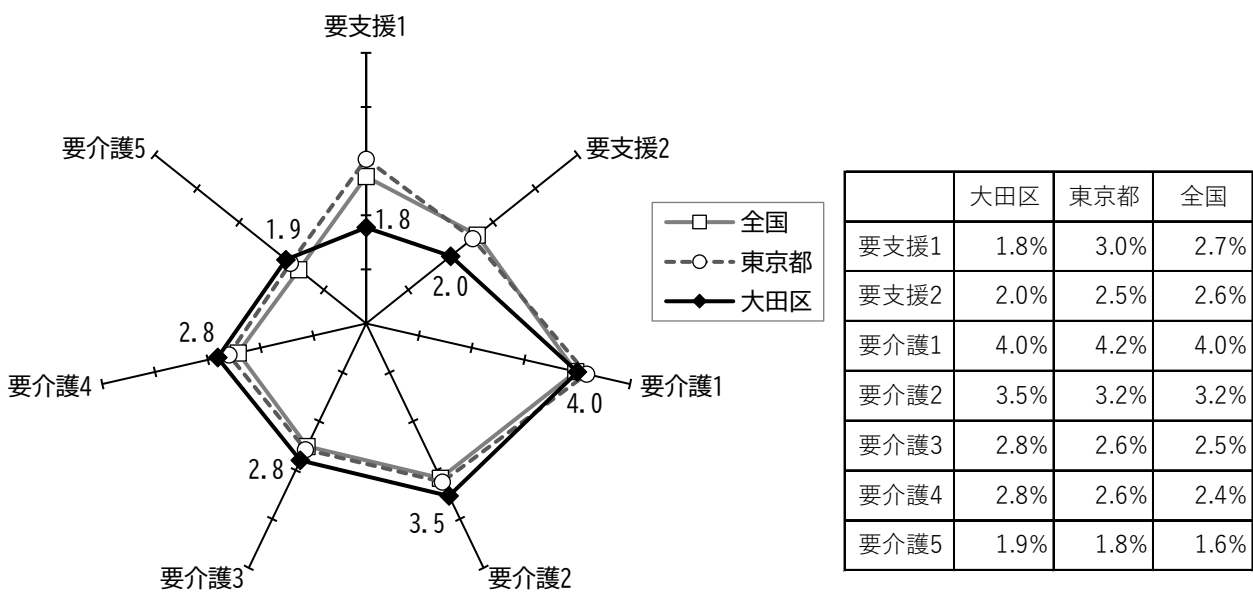
② 調整済み認定率

調整済み認定率とは、地域の特性を表す指標(認定率等)を地域間や時系列で比較する場合に、地域間や経時的な人口構造(年齢階層別の構成)の差による影響を除いて比較を行うために、性別・年齢階層別の人口構造の差異を調整した指標です。

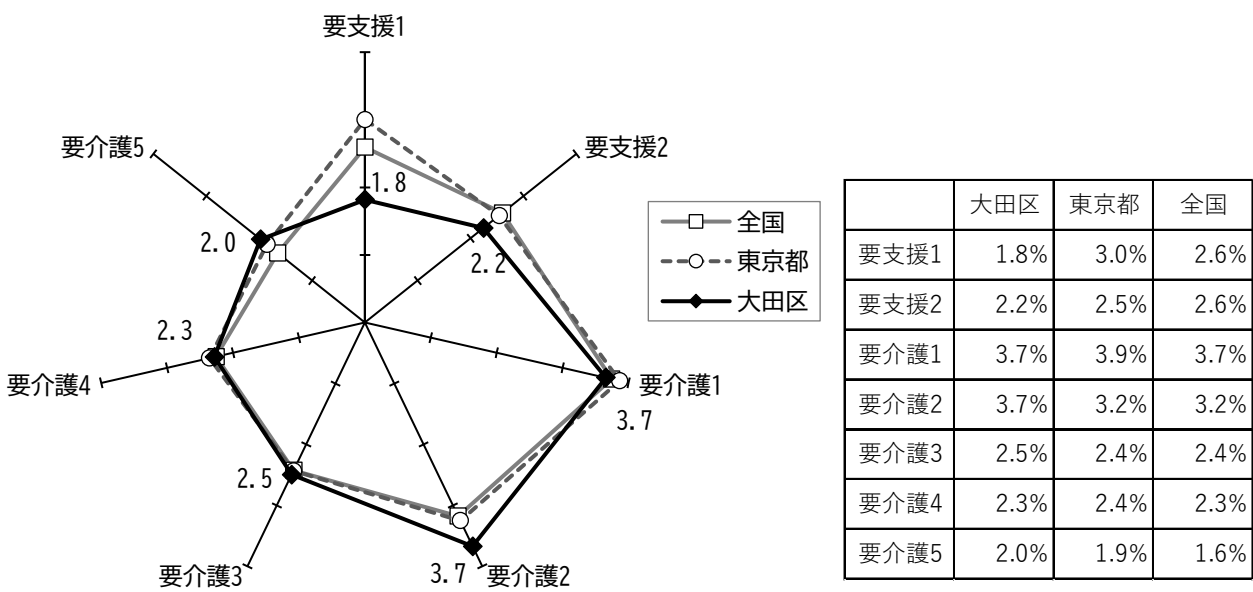
大田区における令和4年度と令和元年度の調整済み認定率を比較すると、おおむね同様となっています。また、令和4年度における大田区の調整済み認定率は、要支援1・2では全国や東京都よりも低く、要介護2以上では全国、東京都よりも高くなっています。

図表6-2 調整済み認定率(全国及び東京都との比較、図中の数値は大田区のもの)

【令和4年度】



【令和元年度】



出典:厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」

(2) 介護保険サービスの利用状況

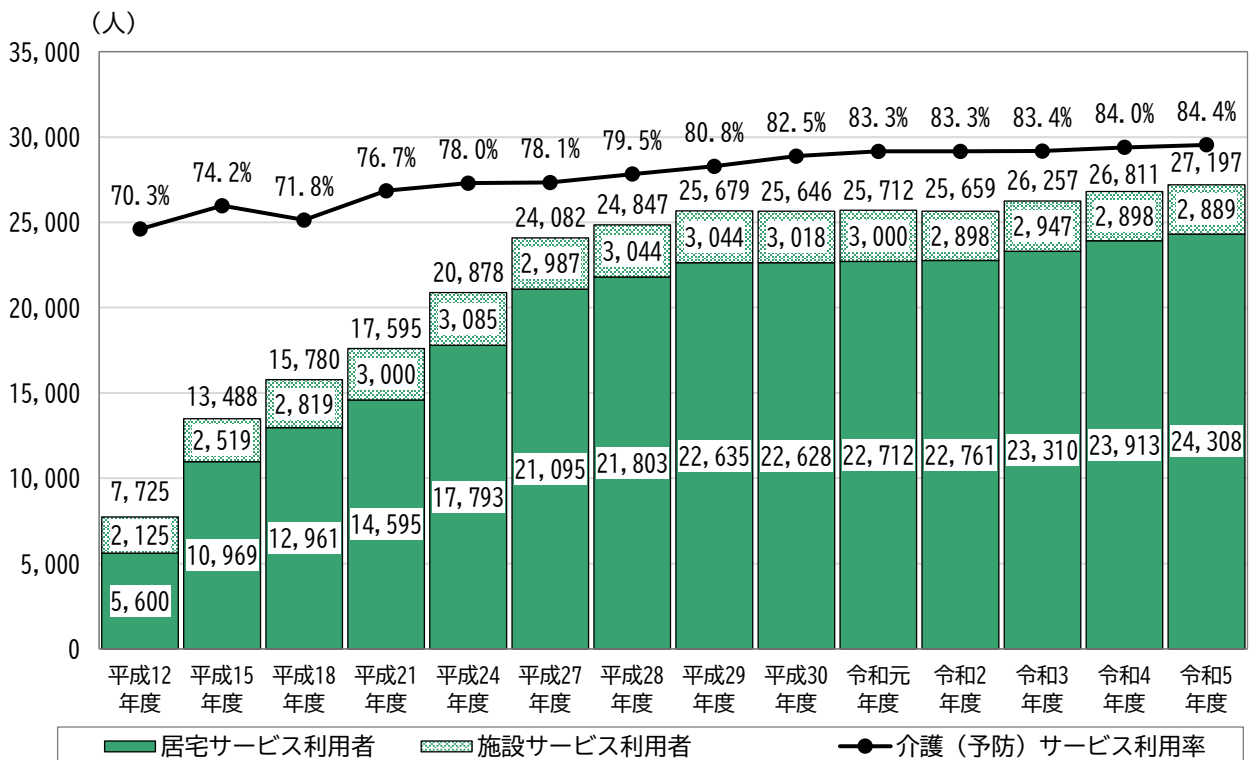
① 介護保険サービスの利用者数・利用率の推移

要介護・要支援認定者のうち、何らかの介護(予防)サービスを利用する人の割合は、平成29年度より8割を超えて推移し、緩やかな上昇傾向が見られます。

居宅サービスと施設サービスをあわせたサービスの利用者数は、平成29年度より2.5～2.7万人程度で推移しています。

居宅サービスの利用者は、年々増加が見られ、令和3年度には2.3万人を超え、その後も増加が続いています。また施設サービスの利用者は、平成21年度より3千人程度で推移しています。

図表6-3 介護保険サービスの利用者数・利用率の推移



※1:居宅サービス利用者は、施設サービス以外の介護保険サービス利用者(地域密着型サービス利用者を含む)。

※2:施設サービス利用者は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院(介護療養型医療施設)利用者。

※3:介護(予防)サービス利用率=介護(予防)サービス利用者数の合計÷要介護・要支援認定者数。

※4:平成12～令和4年度までは各年度の5月～翌4月審査分の平均値、令和5年度は5～10月審査分の平均値

出典:東京都国民健康保険団体連合会「介護給付実績分析システム」

② サービス分類ごとの利用者数の推移

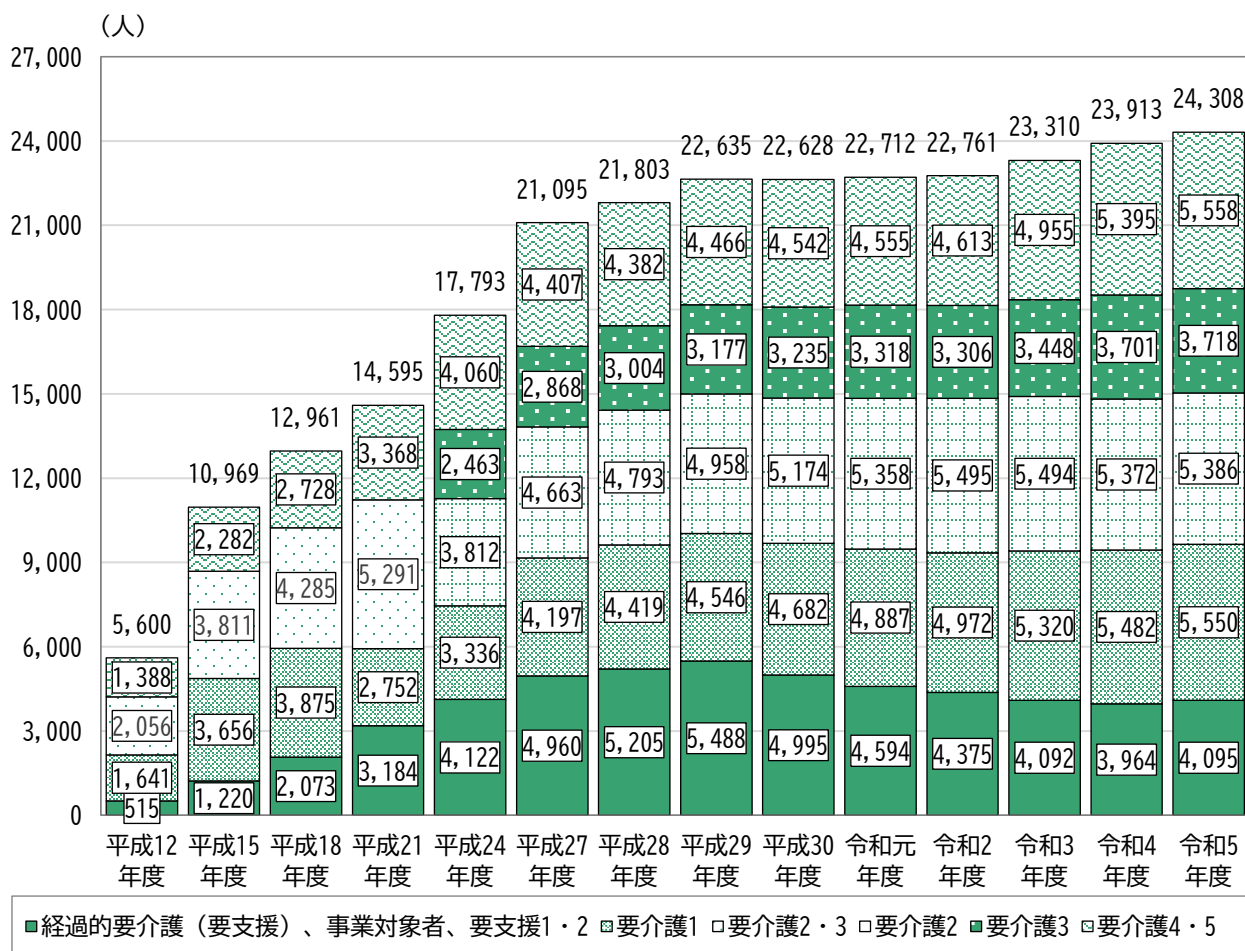
(ア) 居宅サービス(地域密着型サービスを含む)

居宅サービスの利用状況を要介護度別に見ると、以下のようになっています。

事業対象者、要支援1・2の利用者数は平成 29 年度から令和3年度にかけて減少が見られ、令和3年度以降は4千人程度で推移しています。

要介護1や要介護3の利用者は増加が続いており、全体に占める要介護1～3の割合が高まっていることがうかがえます。

図表6-4 居宅サービス(地域密着型サービスを含む)の要介護度別利用者数の推移



※平成12～令和4年度までは各年度の5月～翌4月審査分の平均値、令和5年度は5～10月審査分の平均値

出典：東京都国民健康保険団体連合会「介護給付実績分析システム」

居宅サービスのサービス別利用率を東京都と比較すると、以下のようになっており、福祉用具貸与や居宅療養管理指導、訪問看護、通所介護(地域密着型通所介護を含む)等では東京 23 区よりも利用率が高くなっています。

一方、通所リハビリテーションや訪問リハビリテーションについては東京 23 区よりも利用率が低くなっています。

図表6-5 居宅サービス・地域密着型サービスの利用状況(サービス別の利用率、東京 23 区との比較)

サービス名	大田区	東京 23 区
福祉用具貸与	54.2%	46.1%
居宅療養管理指導	43.1%	33.7%
訪問介護	25.3%	24.5%
訪問看護	24.4%	19.6%
通所介護	22.7%	18.5%
地域密着型通所介護	13.0%	9.4%
通所リハビリテーション	3.7%	5.1%
短期入所生活介護	3.4%	3.6%
訪問入浴介護	2.4%	2.0%
訪問リハビリテーション	1.8%	2.2%
認知症対応型通所介護	1.7%	1.3%
小規模多機能型居宅介護	0.6%	0.9%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0.4%	0.5%
短期入所療養介護	0.3%	0.3%
夜間対応型訪問介護	0.3%	0.4%
看護小規模多機能型居宅介護	0.1%	0.2%

※各サービスの利用者数÷在宅サービス対象者数により算出(令和4年度 10 月審査分給付実績)

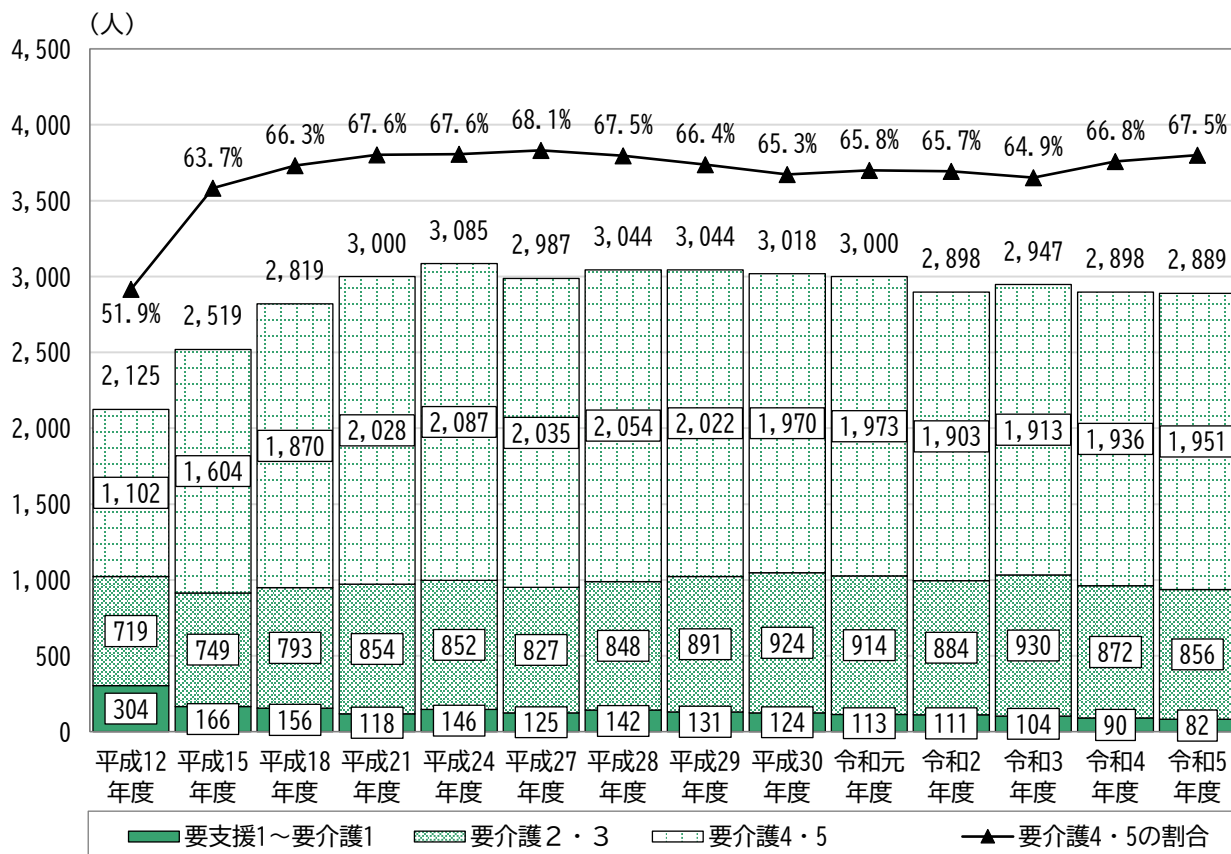
出典:厚生労働省「介護保険事業状況報告(月報)」

(イ)施設サービス

施設サービスの利用状況を要介護度別に見ると、令和5年度において、要介護4・5の占める割合は67.5%となっており、令和3年度以降緩やかな上昇が見られます。

要支援1～要介護1の利用者は平成28年度以降減少が続いています。利用者数全体は令和2年度以降3千人をやや下回る水準で推移しています。

図表6-6 施設サービスの利用者数の推移



※平成12～令和4年度までは各年度の5月～翌4月審査分の平均値、令和5年度は5～10月審査分の平均値

出典：東京都国民健康保険団体連合会「介護給付実績分析システム」



③ 第8期計画における介護サービスの利用実績(各分類・各サービス)

(ア) 居宅サービス

第8期計画の居宅サービスの利用実績は、おおむね計画値と同水準で推移しました。各サービスでは、訪問看護、居宅療養管理指導、福祉用具貸与においては、計画値を5～15%程度上回りました。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響等により、通所系サービスや短期入所生活介護など、利用実績が計画値を10%程度下回っているサービスも見られます。

図表6-7 第8期計画における居宅サービスの利用実績(居宅サービス、単位:人/月)

		令和3年度			令和4年度			令和5年度 (見込)			第8期計 (令和3～5年度平均)		
		計画	実績値	計画比	計画	実績値	計画比	計画	実績値	計画比	計画	実績値	計画比
訪問介護	介護	5,850	6,021	102.9%	6,069	6,242	102.9%	6,250	6,415	102.6%	6,056	6,226	102.8%
訪問入浴介護	介護	582	585	100.5%	599	597	99.7%	612	583	95.3%	598	588	98.4%
	予防	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-
訪問看護	介護	4,522	4,996	110.5%	4,702	5,459	116.1%	4,882	5,701	116.8%	4,702	5,385	114.5%
	予防	699	656	93.8%	744	567	76.2%	789	568	72.0%	744	597	80.2%
訪問リハビリテーション	介護	375	352	93.9%	410	393	95.9%	445	395	88.8%	410	380	92.7%
	予防	54	51	94.4%	66	51	77.3%	78	48	61.5%	66	50	75.8%
居宅療養管理指導	介護	9,002	9,420	104.6%	9,320	10,080	108.2%	9,610	10,438	108.6%	9,311	9,979	107.2%
	予防	587	566	96.4%	602	550	91.4%	615	546	88.8%	601	554	92.1%
通所介護	介護	5,852	5,474	93.5%	6,011	5,602	93.2%	6,155	5,638	91.6%	6,006	5,571	92.8%
通所リハビリテーション	介護	832	767	92.2%	855	762	89.1%	874	805	92.1%	854	778	91.1%
	予防	211	202	95.7%	217	192	88.5%	222	194	87.4%	217	196	90.5%
短期入所生活介護	介護	953	806	84.6%	981	833	84.9%	1,004	876	87.3%	979	838	85.6%
	予防	9	6	66.7%	9	7	77.8%	9	6	66.7%	9	6	70.4%
短期入所療養介護	介護	71	61	85.9%	73	74	101.4%	76	79	103.9%	73	71	97.3%
	予防	3	1	33.3%	3	1	33.3%	3	0	0.0%	3	1	22.2%
福祉用具貸与	介護	10,415	10,869	104.4%	10,662	11,409	107.0%	10,978	11,743	107.0%	10,685	11,340	106.1%
	予防	2,291	2,182	95.2%	2,320	2,138	92.2%	2,367	2,150	90.8%	2,326	2,157	92.7%
特定施設入居者生活介護	介護	3,054	3,043	99.6%	3,138	3,159	100.7%	3,215	3,229	100.4%	3,136	3,144	100.3%
	予防	318	310	97.5%	326	269	82.5%	332	259	78.0%	325	279	85.9%
特定福祉用具販売	介護	189	189	100.0%	195	180	92.3%	202	207	102.5%	195	192	98.3%
	予防	43	35	81.4%	45	36	80.0%	46	36	78.3%	45	36	79.9%
住宅改修	介護	115	96	83.5%	115	96	83.5%	116	121	104.3%	115	104	90.5%
	予防	43	35	81.4%	44	38	86.4%	45	41	91.1%	44	38	86.4%
居宅介護支援 ・介護予防支援	介護	14,449	14,961	103.5%	14,892	15,541	104.4%	15,318	15,870	103.6%	14,886	15,457	103.8%
	予防	2,834	2,699	95.2%	2,839	2,607	91.8%	2,898	2,607	90.0%	2,857	2,638	92.3%

※令和5年度については4～9月の実績に基づく見込みを記載

出典:厚生労働省「介護保険事業状況報告」

(イ) 地域密着型サービス

第8期計画の地域密着型サービスの利用実績は、おおむね計画値に近い結果となっていますが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護では、実績値が計画値の7～8割程度となっています。

図表6-8 第8期計画における地域密着型サービスの利用実績(地域密着型サービス、単位:人/月)

		令和3年度			令和4年度			令和5年度 (見込)			第8期計 (令和3～5年度平均)		
		計画	実績値	計画比	計画	実績値	計画比	計画	実績値	計画比	計画	実績値	計画比
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	介護	100	76	76.0%	122	100	82.0%	154	120	77.9%	125	99	78.7%
夜間対応型訪問介護	介護	74	80	108.1%	74	70	94.6%	74	72	97.3%	74	74	100.0%
地域密着型通所介護	介護	3,261	3,044	93.3%	3,291	3,204	97.4%	3,321	3,306	99.5%	3,291	3,185	96.8%
認知症対応型通所介護	介護	529	464	87.7%	544	463	85.1%	557	502	90.1%	543	476	87.7%
	予防	3	3	100.0%	3	4	133.3%	3	6	200.0%	3	4	144.4%
小規模多機能型居宅介護	介護	141	135	95.7%	145	149	102.8%	152	143	94.1%	146	142	97.5%
	予防	8	6	75.0%	8	6	75.0%	8	7	87.5%	8	6	79.2%
認知症対応型 共同生活介護	介護	818	777	95.0%	841	766	91.1%	863	800	92.7%	841	781	92.9%
	予防	2	1	50.0%	2	0	0.0%	2	1	50.0%	2	1	33.3%
地域密着型特定施設 入居者生活介護	介護	12	10	83.3%	12	9	75.0%	13	0	0.0%	12	6	50.0%
地域密着型 介護老人福祉施設	介護	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-
看護小規模多機能型 居宅介護	介護	29	17	58.6%	29	24	82.8%	29	23	79.3%	29	21	73.6%

※令和5年度については4～9月の実績に基づく見込みを記載

出典:厚生労働省「介護保険事業状況報告」

(ウ) 施設サービス

いずれのサービスについても、利用実績が計画値の9割程度となっています。介護療養型医療施設から介護医療院等への転換等が進められていましたが、医療保険適用の療養病床に転換した施設は全国的に多い状況でした。そのような背景もあり、介護医療院及び介護療養型医療施設を合わせた利用実績は計画値を下回りました。

図表6-9 第8期計画における施設サービスの利用実績(施設サービス、単位:人/月)

		令和3年度			令和4年度			令和5年度 (見込)			第8期計 (令和3～5年度平均)		
		計画	実績値	計画比	計画	実績値	計画比	計画	実績値	計画比	計画	実績値	計画比
介護老人福祉施設	介護	2,180	2,045	93.8%	2,200	2,047	93.0%	2,200	2,104	95.6%	2,193	2,065	94.2%
介護老人保健施設	介護	726	719	99.0%	726	681	93.8%	726	648	89.3%	726	683	94.0%
介護療養型医療施設	介護	220	33	89.1%	220	29	86.8%	220	18	90.5%	220	27	88.8%
介護医療院	介護		163			162			181			169	

※令和5年度については4～9月の実績に基づく見込みを記載

出典:厚生労働省「介護保険事業状況報告」

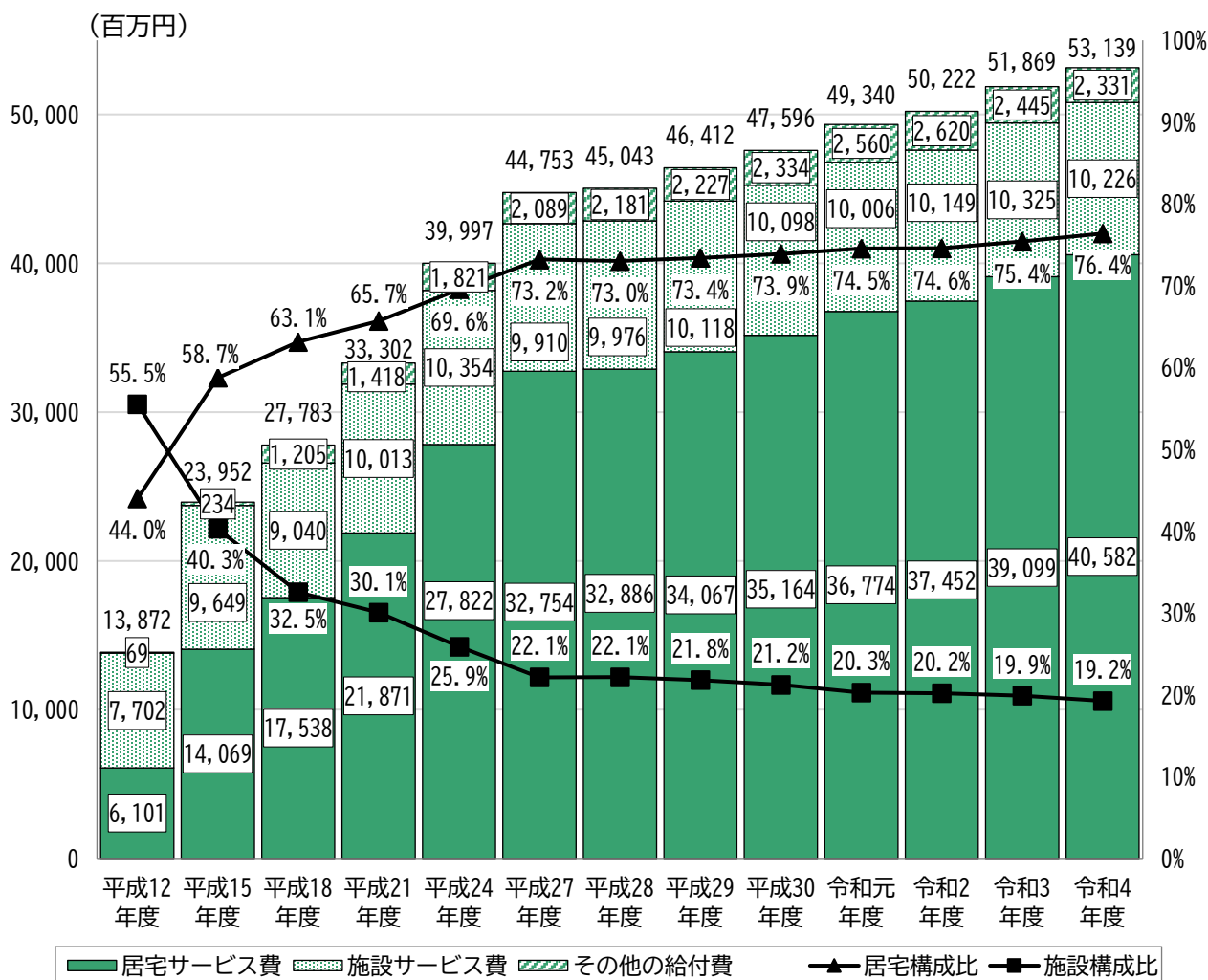
(3) 標準給付費の状況

① 標準給付費の推移

標準給付費は、年々増加しており、令和4年度は、介護保険制度の創設時における平成12年度の約4倍の531億円となっています。

近年、居宅サービス費は増加傾向にあり、施設サービス費は横ばい傾向にあります。

図表6-10 標準給付費の推移



※居宅サービス費は施設サービス費及びその他の給付費以外の給付費の合計(地域密着型サービスを含む)

施設サービス費は介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院(介護療養型医療施設)の給付費の合計

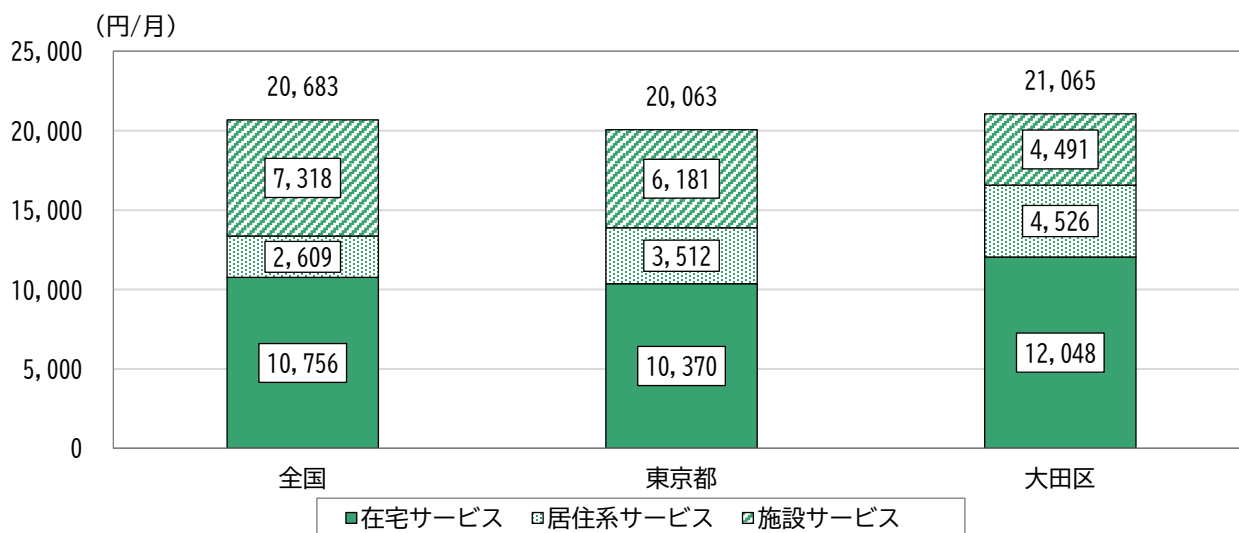
その他の給付費は特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費(平成24年度以降)、審査支払手数料の合計

出典:厚生労働省「介護保険事業状況報告」

② 第1号被保険者1人当たりの調整済み給付月額

第1号被保険者1人当たりの調整済み給付月額(第1号被保険者の性別・年齢別構成や地域区分別単価の影響を除外し、比較可能な指標として計算されたもの)を見ると、大田区では全国や東京都よりも総額が高く、居住系サービスや在宅サービスの金額が高い点が特徴であることがわかります。なお、施設サービスについては全国や東京都よりも金額が低くなっています。

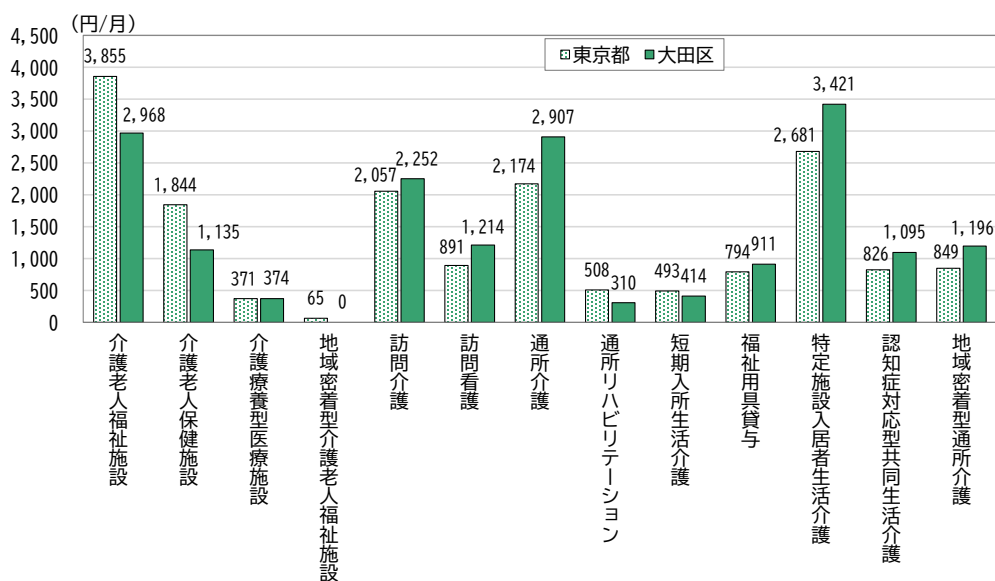
図表6-11 第1号被保険者1人当たりの調整済み給付月額(サービス区分別、令和3年度)



出典:厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」

また、サービス種類別の数値を見ると、下図のようになっています。大田区では施設サービスを除き、総じて東京都よりも給付額が高くなっていることがわかります。

図表6-12 第1号被保険者1人当たりの調整済み給付月額(サービス種類別、令和3年度)



出典:厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」

(4) 介護サービスの基盤整備状況

① 居宅サービス・地域密着型サービス事業所数の推移

第8期計画期間における、大田区内の居宅サービス・地域密着型サービスの事業所数は以下のとおりです。

図表6-13 居宅サービス・地域密着型サービス事業所数の推移

		令和3年度		令和4年度		令和5年度		増減数 (令和3→5年度)	
		介護	予防	介護	予防	介護	予防	介護	予防
居宅サービス	訪問介護	150	/	151	/	148	/	-2	/
	訪問入浴介護	8	8	8	8	8	8	0	0
	訪問看護	81	80	82	80	88	86	+7	+6
	訪問リハビリテーション	4	4	4	4	4	4	0	0
	通所介護	86	/	86	/	85	/	-1	/
	通所リハビリテーション	17	15	15	13	14	12	-3	-3
	短期入所生活介護	19	16	20	17	20	17	+1	+1
	短期入所療養介護	8	7	8	7	9	8	+1	+1
	福祉用具貸与	37	37	34	34	34	34	-3	-3
	特定施設入居者生活介護	52	50	53	51	57	54	+5	+4
	特定福祉用具販売	37	37	35	35	34	34	-3	-3
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	/	5	/	5	/	+3	/
	夜間対応型訪問介護	1	/	2	/	2	/	+1	/
	地域密着型通所介護	106	/	103	/	105	/	-1	/
	認知症対応型通所介護	25	23	23	21	21	19	-4	-4
	小規模多機能型居宅介護	7	5	8	6	7	5	0	0
	認知症対応型共同生活介護	43	43	41	41	43	43	0	0
	地域密着型特定施設入居者生活介護	1	/	1	/	0	/	-1	/
	看護小規模多機能型居宅介護	0	/	1	/	1	/	+1	/
居宅介護支援・介護予防支援		174	22	174	22	170	23	-4	+1

※各年度とも、4月1日現在の状況を記載

② 施設・居住系サービスの整備状況

平成 30 年度以降の大田区内の施設・居住系サービスの整備状況は以下のとおりです。
 なお、区内には令和5年 10 月1日現在、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない(住宅型)有料老人ホームが 15 施設(総定員 298 人)及び、サービス付き高齢者向け住宅は8施設(戸数 219)あります。

図表6-14 施設・居住系サービスの整備状況

		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	増減数 (平成 30 →令和5 年度)
介護老人福祉施設	施設数(か所)	18	18	18	19	19	19	+1
	定員数(人)	1,773	1,773	1,783	1,860	1,906	1,910	+137
介護老人保健施設	施設数(か所)	7	7	6	6	6	6	-1
	定員数(人)	686	686	636	636	636	596	-90
介護医療院 (介護療養型医療施設)	施設数(か所)	3	3	2	2	2	3	0
	定員数(人)	138	96	66	66	66	106	-32
認知症対応型共同生活 介護	施設数(か所)	40	40	43	43	42	43	+3
	定員数(人)	750	750	813	805	799	844	+94
特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム等)	施設数(か所)	43	48	51	54	54	57	+14
	定員数(人)	2,927	3,227	3,464	3,590	3,590	3,773	+846

※各年度とも、4月1日現在の状況を記載



(5) 地域支援事業の状況

① 地域支援事業

地域支援事業は、被保険者が要介護状態・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としています。また、大田区では令和5年度から地域支援事業の一部事業を、重層的支援体制整備事業へ移行し、属性や世代を問わない相談・地域づくりを推進しています。

(重層的支援体制整備事業)

- ・ 地域包括支援センターの運営
- ・ 一般介護予防事業における、地域介護・予防活動支援事業
- ・ 生活支援体制整備事業

② 地域支援事業の実施状況

第9期計画の地域支援事業は、以下のサービス・事業で構成され、実施状況については、第5章「高齢者福祉施策の展開」において掲載しています。

図表6-15 第9期計画における地域支援事業

地域支援事業	介護予防・日常生活支援総合事業	
	サービス・事業名	掲載ページ
	介護予防・生活支援サービス事業	施策2 95 ページ
	一般介護予防事業	施策3 97 ページ
	包括的支援事業	
	サービス・事業名	掲載ページ
	地域包括支援センターの運営	施策11 131 ページ
	包括的支援事業(社会保障充実分)	
	サービス・事業名	掲載ページ
	在宅医療・介護連携推進事業	施策4 100 ページ
	認知症施策の推進	施策12 135 ページ
	生活支援体制整備事業	施策10 129 ページ
	地域ケア会議	施策11 131 ページ
	任意事業	
	サービス・事業名	掲載ページ
	高齢者住宅生活協力員の配置	施策6 116 ページ
高齢者ほっとテレフォン	施策7 119 ページ	
認知症高齢者グループホーム家賃等助成事業	施策12 135 ページ	

(6) 第8期介護保険財政の状況

① 介護保険料の賦課・収納状況

第1号被保険者の保険料の賦課・収納状況は以下のとおりです。令和4年度の収納率は98.6%となっています。

図表6-16 介護保険料の賦課・収納状況

		賦課額	収納額	収納率
第4期	平成21年度	7,261 百万円	7,078 百万円	97.5%
	平成22年度	7,267 百万円	7,085 百万円	97.5%
	平成23年度	7,309 百万円	7,127 百万円	97.5%
第5期	平成24年度	9,219 百万円	8,988 百万円	97.5%
	平成25年度	9,550 百万円	9,309 百万円	97.5%
	平成26年度	9,889 百万円	9,644 百万円	97.5%
第6期	平成27年度	11,663 百万円	11,393 百万円	97.7%
	平成28年度	11,909 百万円	11,634 百万円	97.7%
	平成29年度	12,046 百万円	11,783 百万円	97.8%
第7期	平成30年度	13,029 百万円	12,792 百万円	98.2%
	令和元年度	12,822 百万円	12,604 百万円	98.3%
	令和2年度	12,551 百万円	12,353 百万円	98.4%
第8期	令和3年度	12,430 百万円	12,257 百万円	98.6%
	令和4年度	12,482 百万円	12,312 百万円	98.6%

※現年度分のみ



② 介護保険特別会計の状況

令和3年度及び令和4年度における介護保険特別会計の状況は、以下のとおりです。

図表6-17 介護保険特別会計の状況(令和3年度及び令和4年度)

		令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算額)	
歳入	介護保険料	12,341,596,969 円	12,387,280,442 円	
	国・都・区支出金	29,568,237,025 円	29,899,547,019 円	
	支払基金交付金	14,339,376,075 円	14,583,818,000 円	
	その他	1,835,922,692 円	1,665,061,570 円	
	歳入合計	58,085,132,761 円	58,535,707,031 円	
歳出	保険給付費	51,869,406,489 円	53,139,490,115 円	
	内訳	介護サービス等諸費	48,338,152,546 円	49,822,829,099 円
		介護予防サービス等諸費	1,086,377,483 円	985,680,076 円
		その他	2,444,876,460 円	2,330,980,940 円
	地域支援事業費	1,946,262,189 円	1,991,450,686 円	
	内訳	介護予防・生活支援サービス事業費	703,206,337 円	702,681,058 円
		一般介護予防事業費	202,462,948 円	227,115,187 円
		包括的支援事業費・任意事業費	1,040,592,904 円	1,061,654,441 円
	介護給付費準備基金(※)積立	790,067,571 円	187,990,435 円	
	その他	2,142,165,804 円	2,353,752,557 円	
	歳出合計	56,747,902,053 円	57,672,683,793 円	
翌年度繰越金		1,337,230,708 円	863,023,238 円	

※介護給付費準備基金は、大田区介護給付費準備基金条例により設置され、介護保険特別会計において生じた歳計剰余金に相当する額を積み立てています。

これは、大田区の介護保険給付に要する第1号被保険者による保険料収納額に不足が生じた場合、その不足の財源に充てるため積み立てられているものです。

2 第9期介護保険事業計画の介護保険事業量と事業費の見込み

(1) 介護サービス事業量の見込み

第9期計画におけるサービス事業費については、高齢者人口や要介護・要支援認定者数の推計を基礎に、第8期計画におけるサービスの利用実績や居住系・施設サービスの利用定員の拡充見込み等を踏まえて推計をします。

① 居宅サービス

第9期計画期間における居宅サービスの事業量(ひと月当たりの利用者数)について、以下のとおり見込んでいます。

■訪問介護

訪問介護は、要介護度の重度化につれ、その利用回数は増加する傾向があります。今後、中重度の要介護者の増加に伴い、身体介護等のニーズが高まり、事業量は増加することが見込まれます。

■通所介護

新型コロナウイルス感染症の影響により受給者数は減少しましたが、徐々に受給者数がコロナ禍以前の水準にもどりつつあります。第9期計画期間においても、その事業量は緩やかな増加傾向が続く見込みです。

■訪問看護

新型コロナウイルス感染症による在宅サービスの需要の高まりなども影響し、第8期計画期間においては計画値以上の事業量となりました。今後も、中重度の要介護者の増加により、在宅医療のニーズは高まることが予測され、事業量は増加するものと見込まれます。

■訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション

リハビリテーションの普及啓発とともに、利用促進に向けた働きかけを強化するため、事業量は増加する見込みです。

■福祉用具貸与・購入、住宅改修

福祉用具貸与は要介護・要支援認定者の4割以上が利用していることから、認定者の増加に比例して、事業量が増加することが見込まれます。また、特定福祉用具購入、住宅改修は第8期計画期間においてほぼ横ばいで推移しており、その傾向が続くと推計しています。

■居宅療養管理指導

居宅療養管理指導の事業量は増加傾向にあり、今後も通院が困難となった在宅医療患者等の増加などを要因に、事業量は増加するものとして見込みます。

■特定施設入居者生活介護(介護専用型・混合型)

第8期計画期間から引き続き当該施設の整備拡充が進むことが予測され、要介護3から5の利用者も一定程度いることから、中重度化が進む中、事業量は増加することが見込まれます。

図表6-18 第9期計画における居宅サービスの見込量(単位:人/月)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
居宅サービス	訪問介護	介護	6,662	6,768	6,861
	訪問入浴介護	介護	616	625	634
		予防	0	0	0
	訪問看護	介護	5,981	6,076	6,158
		予防	564	571	575
	訪問リハビリテーション	介護	432	438	444
		予防	54	54	55
	通所介護	介護	5,831	5,923	6,003
	通所リハビリテーション	介護	824	837	849
		予防	196	198	200
	短期入所生活介護	介護	936	950	962
		予防	7	7	7
	短期入所療養介護	介護	103	105	107
		予防	0	0	0
	居宅療養管理指導	介護	10,887	11,065	11,218
		予防	584	591	596
	福祉用具貸与	介護	12,141	12,333	12,503
		予防	2,205	2,232	2,250
	特定福祉用具販売	介護	189	193	196
		予防	41	41	41
住宅改修	介護	109	111	113	
	予防	39	40	41	
特定施設入居者生活介護 (介護専用型・混合型)	介護	3,357	3,416	3,469	
	予防	257	260	262	
居宅介護支援		16,470	16,729	16,955	
介護予防支援		2,677	2,710	2,732	

② 地域密着型サービス

第9期計画期間における地域密着型サービスの事業量(ひと月当たりの利用者数)について、以下のとおり見込んでいます。

■定期巡回・随時対応型訪問介護看護

中重度の要介護者の増加とともに、第9期計画期間では区内事業者等へ開設及び同サービスの利用促進に向けた取組を進めるため、事業量が増加するものと見込みます。

■地域密着型通所介護

新型コロナウイルス感染症の影響により受給者数は減少しましたが、徐々に受給者数がコロナ禍以前の水準にもどっており、増加傾向に転じております。第9期計画期間においても、その事業量は緩やかな増加傾向が続く見込みです。

■認知症対応型通所介護

通所介護同様、新型コロナウイルス感染症の影響により受給者数は減少しましたが、徐々に受給者数がコロナ禍以前の水準にもどりつつあります。第9期計画期間においても、その事業量は緩やかな増加傾向が続く見込みです。

■(看護)小規模多機能型居宅介護

中重度の要介護者の増加とともに、第9期計画期間では区内事業者等へ開設及び同サービスの利用促進に向けた取組を進めます。そのため、事業量が増加するものと見込みます。

■認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)

認知症の高齢者を支える重要な受け皿と位置づけ、計画期間中にさらに整備支援を進めるため、事業量は増加するものとして見込みます。

図表6-19 第9期計画における地域密着型サービスの見込量(単位:人/月)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	133	136	139	
	夜間対応型訪問介護	72	72	74	
	地域密着型通所介護	3,442	3,496	3,542	
	認知症対応型通所介護	介護	532	541	549
		予防	10	10	10
	小規模多機能型居宅介護	介護	150	182	184
		予防	7	7	7
	認知症対応型共同生活介護	介護	821	850	877
		予防	1	1	1
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設	0	0	0		
看護小規模多機能型居宅介護	24	39	53		

③ 施設サービス

第9期計画期間における施設サービスの事業量(ひと月当たりの利用者数)について、以下のとおり見込んでいます。

■介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

第9期計画期間には大森東地区に 118 床の施設整備がされる予定であり、また1施設(80 床程度)の整備支援を引き続き行う予定のため、事業量も増加することを見込みます。

■介護老人保健施設

介護老人保健施設の受給者数は、第8期計画期間において減少傾向にあります。しかしながら、要介護認定者数の増加や中重度化により一定のニーズはあると思われるため、第8期計画期間の平均的な利用者数により事業量を見込みます。

■介護医療院

介護医療院は、長期間療養が必要な要介護者の生活施設であり、令和5年度末を期限とし、介護療養型医療施設から転換がなされてきました。介護医療院及び介護療養型医療施設の受給者数は、ほぼ横ばいで推移しており、第9期においても同様の傾向が続くことを想定し、受給者数を見込みます。

図表6-20 第9期計画における施設サービスの見込量(単位:人/月)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人福祉施設	2,091	2,150	2,208
介護老人保健施設	532	532	532
介護医療院	290	290	290



④ 地域支援事業

第9期計画における地域支援事業の方向性や事業規模等については、以下の施策において記載しています。

【介護予防・日常生活支援総合事業】

■介護予防・生活支援サービス事業

【施策2】多様な主体による介護予防・生活支援の充実……………95ページ

介護予防・生活支援サービス事業量の見込みにあたっての考え方

第9期計画期間における事業量の見込みは、第1号被保険者数や要支援1・2の認定者数、基本チェックリスト事業対象者数の推移を基礎とし、第8期計画期間におけるサービスの利用実績などを踏まえて推計します。引き続き、地域需要を見極め、住民主体のサービスの拡充や一般介護予防事業との連動性など、他の事業と緊密に連携を取りながら円滑な運営に努めます。

・訪問型及び通所型サービスA

訪問型サービスAの利用は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度以降も逡減傾向にあります。今後は後期高齢者人口の増加により、サービスの利用も増加に転じるものと推察していますが、引き続き推移を注視していく必要があります。

通所型サービスAの利用は、令和2年度に一時的に減少したものの、その後は徐々に回復しています。訪問型及び通所型サービスAの第9期計画期間の事業量は、第1号被保険者数及び総合事業対象者数の推移、第8期計画における利用実績等を踏まえ、その見込量を推計します。

図表6-21 介護予防・生活支援サービスの見込量(単位:人/月)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問型サービスA	722	739	764
通所型サービスA	1,901	1,943	2,010

- ・一般介護予防事業(一部、重層的支援体制整備事業を含む)
【施策3】介護予防・フレイル予防の推進……………97ページ

■包括的支援事業

- ・地域包括支援センターの運営
【施策11】地域共生社会を見据えた地域包括ケアの体制づくり……………131ページ

■包括的支援事業(社会保障充実分)

- ・在宅医療・介護連携推進事業
【施策4】介護人材対策の推進とサービス基盤の充実・医療と介護の連携……………100ページ

- ・認知症施策の推進
【施策12】共生と予防を軸とした認知症高齢者への支援……………135ページ

- ・生活支援体制整備事業
【施策10】多様な主体が参画する地域づくりの支援……………129ページ

- ・地域ケア会議
【施策11】地域共生社会を見据えた地域包括ケアの体制づくり……………131ページ

■任意事業

- ・高齢者住宅生活協力員の配置
【施策6】住まい確保への支援……………116ページ

- ・高齢者ほっとテレフォン
【施策7】見守り体制の強化・推進……………119ページ

- ・認知症高齢者グループホーム家賃等助成事業
【施策12】共生と予防を軸とした認知症高齢者への支援……………135ページ

【重層的支援体制整備事業】

■包括的支援事業

- ・地域包括支援センターの運営
【施策11】地域共生社会を見据えた地域包括ケアの体制づくり……………131ページ

- ・生活支援体制整備事業
【施策10】多様な主体が参画する地域づくりの支援……………129ページ

(2) 介護サービスの見込量確保に向けた方策

① 居宅サービス及び地域密着型サービス

要介護・要支援認定者の増加が見込まれる中、区は、高齢者が要介護状態等となっても、可能な限り自宅を中心とする住み慣れた地域において日常生活を営むことができるよう、地域密着型サービスを中心とした支援体制の充実を図ります。

第9期計画では、3か所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護、2か所の(看護)小規模多機能型居宅介護の新規整備に向けた支援を行います。

認知症高齢者グループホームについても、認知症高齢者の増加を踏まえ、整備の進んでいない調布及び蒲田基本圏域には重点的緊急整備地域として、補助金の上乗せを行ったうえで2か所の新規整備に向けた支援を行います。

(看護)小規模多機能型居宅介護のほか認知症高齢者グループホームの整備にあたっては、定期借地の一時金を対象とし、地域医療介護総合確保基金による補助金を支給して整備を進めます。

第9期計画において、サービスの見込量及び質の確保を図るため、適正な選考基準のもとに公平かつ公正な事業者選考を行う公募指定を行います。公募を周知するため、大田区ホームページに掲載するほか、窓口や電話で相談があった事業者に個別に説明を行います。定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(看護)小規模多機能型居宅介護の整備の促進にあたっては、医療機関や訪問看護事業所等に開設検討に向けた働きかけを行います。

さらに、地域密着型サービスについては、地域密着型サービス運営協議会等による意見や助言を踏まえ、安定的なサービスの量と質の確保に努めます。

② 施設サービス

特別養護老人ホームについては、現在、区有地を活用した整備計画を進めています。この施設は、公共溝渠の埋め立てにより新たに生じた区有地を民間事業者に貸し付け、特別養護老人ホームを整備する計画であり、第9期期間中に開設ができるよう、運営予定事業者との連携の上、必要な支援を行ってまいります。

このほか、計画期間においては、要介護3以上の要介護者の増加や、特別養護老人ホームの入所申込者のうち、真に入所が必要な被保険者数を踏まえ、開設に係る補助金を継続し、1か所(80名程度)の整備支援を継続していきます。

また、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加し、中重度の要介護者における一定の受け皿となっている状況を踏まえ、将来に必要な特別養護老人ホーム等の整備量を適切に定めるため、東京都と連携し、これらの設置状況等の必要な情報を把握します。

③ 地域支援事業

地域支援事業(一部の事業については重層的支援体制整備事業として実施)の実施にあたっては、各事業の実施状況や効果を評価・検証し、PDCA サイクルに基づく業務改善に取り組みながら、より効果的、効率的な事業運営を進めます。

介護予防・生活支援サービス事業については、専門職が提供するサービスと住民主体のサービスが相互補完しながら自立に向けた支援が円滑につながっていくよう、各サービスの充実に努めます。

また、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業については、介護予防の取組が総合事業の枠組みの中で、より効果的に展開するよう事業の連動性を強化します。

地域包括ケアシステムの中核となる地域包括支援センターについては、各日常生活圏域の高齢者人口に応じた配置に向けて、特別出張所との複合化も含め計画的に配置を進めます。

また、仕事と介護の両立や 8050 問題、若年性認知症への対応など、高齢者の生活課題は、複合・複雑化しておりますが、重層的支援体制整備事業を引き続き推進し、運営体制の整備を進めます。

生活支援体制整備事業については、高齢者の生活を支える社会資源の把握と育成、支援に努め、ボランティア、NPO、社会福祉法人、民間企業等多様な主体による生活支援サービスを提供する体制整備を進めます。



(3) 介護保険事業費用の見込み

① 標準給付費見込額

介護保険サービスの給付のために必要な費用を標準給付費といいます。標準給付費の内訳は、利用者の合計所得金額等に応じた負担割合(1割から3割)を除いた給付費に、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料を加えたものです。

令和6年度から令和8年度の第9期計画における、介護(予防)サービス事業量の見込みに係る標準給付費は、約1,754億円と見込まれます。

図表6-22 標準給付費見込額(千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	3年間の合計
居宅サービス費	44,235,447	45,213,590	45,943,445	135,392,482
施設サービス費	10,494,023	10,709,842	10,908,900	32,112,765
その他の給付費※	2,603,732	2,646,512	2,682,327	7,932,571
標準給付費見込額計	57,333,202	58,569,944	59,534,672	175,437,818

※その他の給付費とは、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料(いずれも予防を含む)の合計をいいます。

② 地域支援事業費の見込額

第9期計画における地域支援事業費は、約67億円と見込まれます。

図表6-23 地域支援事業費見込額(千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	3年間の合計
介護予防・日常生活支援総合事業	1,093,321	1,109,988	1,157,922	3,361,232
包括・任意事業	978,673	993,829	971,572	2,944,075
包括的支援事業(社会保障充実分)	129,624	129,829	130,129	389,582
地域支援事業費見込額計	2,201,618	2,233,647	2,259,623	6,694,888

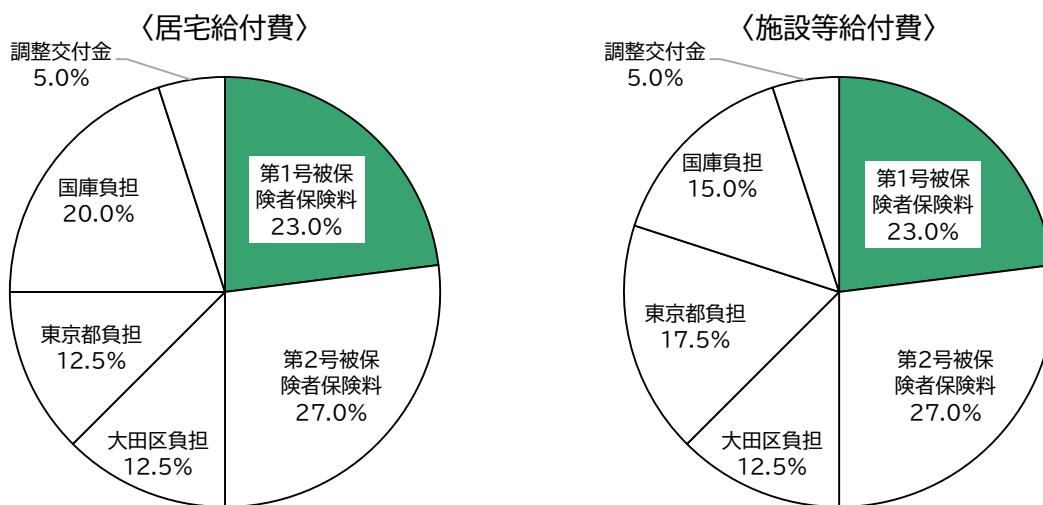
※地域支援事業費には、重層的支援体制整備事業に移行した地域包括支援センターの運営、地域介護・予防活動支援事業、生活支援体制整備に係る事業費を含みます。

(4) 第1号被保険者の保険料

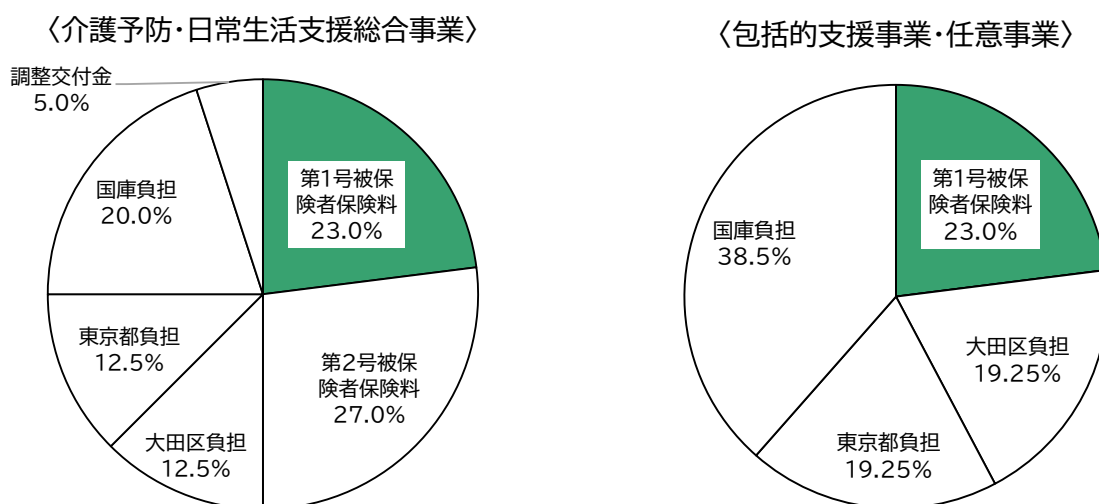
① 第1号被保険者の負担割合

第9期計画期間における介護保険標準給付費及び地域支援事業費等に対する第1号被保険者の負担割合は、第8期計画に引き続き 23%となります。また、第2号被保険者*の負担割合は、27%となります。

図表6-24 介護保険標準給付費の負担割合



図表6-25 地域支援事業費の負担割合



② 介護保険料の設定に関する考え方

(ア)保険料設定に関する考え方

第9期計画では、高齢化の進展に伴う介護(予防)サービス事業量等の増加により介護保険標準給付費及び地域支援事業費等は増加する見込みです。第9期計画における第1号被保険者の保険料については、保険料上昇の抑制と低所得者の負担軽減の観点から、以下の考えにより設定します。

■保険料所得段階設定の考え方

大田区における保険料の所得段階については、第6期計画から国が定める標準段階数である9段階を17段階に拡大し、第1号被保険者の負担能力に応じたきめ細かい多段階設定を行っていました。

令和6年度の介護保険制度改正において、今後の介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化し、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、国の定める標準段階数が13段階となりました。

大田区においても第9期から更なる多段階化を行い、18段階とし低所得者の保険料上昇抑制及び介護保険制度の持続可能性の確保を図ります。

■介護保険料基準額に対する割合(乗率)の考え方

各所得段階における保険料基準額に乘じる割合(保険料率)については、第5期計画より第1段階から第4段階の所得段階において、国が定める標準割合より低く設定し、低所得者の負担を軽減しています。

第9期計画においても引き続き、低所得者の負担軽減を維持するとともに各所得段階に応じた適切な保険料率(乗率)を設定します。

■介護給付費準備基金の活用

介護給付費準備基金は、第1号被保険者からの保険料の剰余金を積み立てたものです。計画期間内における急激な給付費の増加により、保険料収納額が不足する場合は、同基金から不足分を補填することで、介護保険事業の安定的な運営を確保します。

第9期計画期間においては、介護保険事業の安定的な運営に必要と認める額を除き、保険料基準額の上昇を抑えるために活用します。

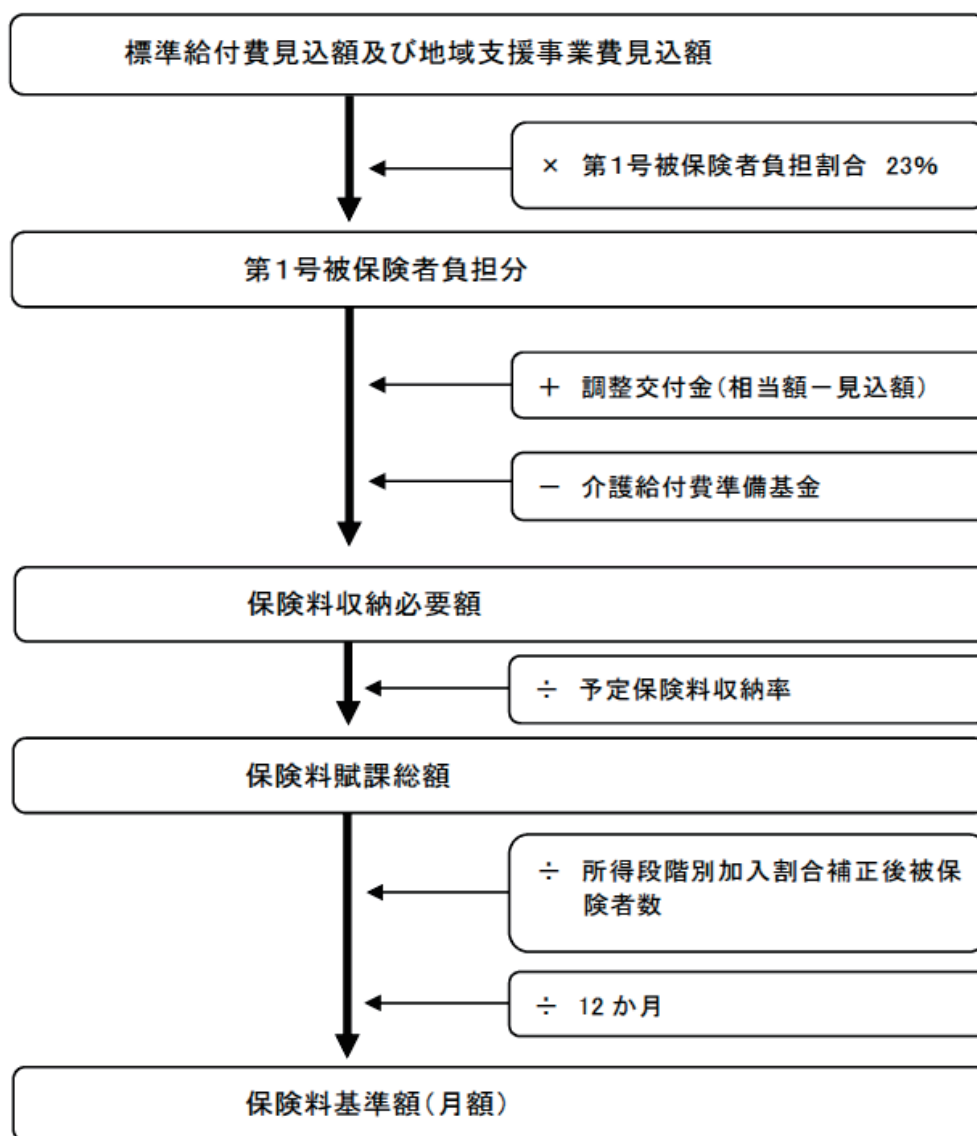


(イ) 第9期保険料の算出

令和6年度から令和8年度の第9期計画における、介護(予防)サービス事業量の見込みに係る標準給付費及び地域支援事業費等の合計は約 1,821 億円と見込みます。

これに、第 18 段階の所得段階の設定、保険料収納率の見込みなど、下表により算定した第1号被保険者の保険料基準額(第5段階の保険料額)は、月額 6,600 円となります。(第8期計画は 6,000 円)

図表6-26 第1号被保険者保険料の算出の流れ



(ウ)所得段階別保険料の設定

第9期計画においては、保険料の所得段階を18段階に設定します。所得段階別の保険料額は以下のとおりです。

図表6-27 第9期計画期間における所得段階別保険料額

第8期			第9期			
段階	対象者	基準額に対する比率	段階	対象者	基準額に対する比率	保険料年額(月額)
第1段階	①生活保護を受けている方 ②老齢福祉年金を受けていて、世帯全員が特別区民税非課税の方 ③中国残留邦人等支援給付を受けている方 ④世帯全員が特別区民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額を合わせた額が80万円以下の方	0.45	第1段階	①生活保護を受けている方 ②老齢福祉年金を受けていて、世帯全員が特別区民税非課税の方 ③中国残留邦人等支援給付を受けている方 ④世帯全員が特別区民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額を合わせた額が80万円以下の方	0.42 (※1)	33,264円 (2,772円)
第2段階	世帯全員が特別区民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額を合わせた額が120万円以下で第1段階に該当しない方	0.65	第2段階	世帯全員が特別区民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額を合わせた額が120万円以下で第1段階に該当しない方	0.60 (※2)	47,520円 (3,960円)
第3段階	世帯全員が特別区民税非課税で、第1～2段階に該当しない方	0.70	第3段階	世帯全員が特別区民税非課税で、第1～2段階に該当しない方	0.655 (※3)	51,876円 (4,323円)
第4段階	本人が特別区民税非課税(同じ世帯の家族が特別区民税課税)で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額を合わせた額が80万円以下の方	0.82	第4段階	本人が特別区民税非課税(同じ世帯の家族が特別区民税課税)で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額を合わせた額が80万円以下の方	0.80 (※4)	63,360円 (5,280円)
第5段階(基準額)	本人が特別区民税非課税(同じ世帯の家族が特別区民税課税)の方で、第4段階に該当しない方	1.00	第5段階(基準額)	本人が特別区民税非課税(同じ世帯の家族が特別区民税課税)の方で、第4段階に該当しない方	1.00	79,200円 (6,600円)
第6段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.10	第6段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.10	87,120円 (7,260円)
第7段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.25	第7段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.25	99,000円 (8,250円)
第8段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が210万円以上260万円未満の方	1.50	第8段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が210万円以上260万円未満の方	1.50	118,800円 (9,900円)
第9段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が260万円以上320万円未満の方	1.60	第9段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が260万円以上320万円未満の方	1.60	126,720円 (10,560円)
第10段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が320万円以上370万円未満の方	1.80	第10段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が320万円以上370万円未満の方	1.80	142,560円 (11,880円)

第 8 期		
段 階	対象者	基準額に 対する 比率
第 11 段階	本人が特別区民税課税で、 合計所得金額が 370 万円以 上 420 万円未満の方	1.90
第 12 段階	本人が特別区民税課税で、 合計所得金額が 420 万円以 上 520 万円未満の方	2.00
第 13 段階	本人が特別区民税課税で、 合計所得金額が 520 万円以 上 700 万円未満の方	2.35
第 14 段階	本人が特別区民税課税で、 合計所得金額が 700 万円以 上 1,000 万円未満の方	2.65
第 15 段階	本人が特別区民税課税で、 合計所得金額が 1,000 万円 以上 1,500 万円未満の方	2.95
第 16 段階	本人が特別区民税課税で、 合計所得金額が 1,500 万円 以上 2,500 万円未満の方	3.25
第 17 段階	本人が特別区民税課税で、 合計所得金額が 2,500 万円 以上の方	3.55

第 9 期			
段 階	対象者	基準額に 対する 比率	保険料 年額 (月額)
第 11 段階	本人が特別区民税課税で、 合計所得金額が 370 万円以 上 420 万円未満の方	1.90	150,480 円 (12,540 円)
第 12 段階	本人が特別区民税課税で、 合計所得金額が 420 万円以 上 520 万円未満の方	2.00	158,400 円 (13,200 円)
第 13 段階	本人が特別区民税課税で、 合計所得金額が 520 万円以 上 700 万円未満の方	2.35	186,120 円 (15,510 円)
第 14 段階	本人が特別区民税課税で、 合計所得金額が 700 万円以 上 1,000 万円未満の方	2.75 (※5)	217,800 円 (18,150 円)
第 15 段階	本人が特別区民税課税で、 合計所得金額が 1,000 万円 以上 1,500 万円未満の方	3.05 (※6)	241,560 円 (20,130 円)
第 16 段階	本人が特別区民税課税で、 合計所得金額が 1,500 万円 以上 2,500 万円未満の方	3.35 (※7)	265,320 円 (22,110 円)
第 17 段階	本人が特別区民税課税で、 合計所得金額が 2,500 万円 以上 3,500 万円未満の方 (※9)	3.65 (※8)	289,080 円 (24,090 円)
第 18 段階	本人が特別区民税課税で、 合計所得金額が 3,500 万円 以上の方 (※10)	3.95	312,840 円 (26,070 円)

※1:公費による負担軽減強化の継続により、第 1 段階の実質的な乗率は 0.25(1,650 円/月額・19,800 円/年額)となります。

※2:公費による負担軽減強化の継続により、第 2 段階の実質的な乗率は 0.40(2,640 円/月額・31,680 円/年額)となります。

※3:公費による負担軽減強化の継続により、第 3 段階の実質的な乗率は 0.65(4,290 円/月額・51,480 円/年額)となります。

※1~8:保険料率を変更しました。なお、※1~3 については、実質的な乗率が変わらないように乗率を変更しました。

※9~10:合計所得金額が 3,500 万円以上の方を対象者とした第 18 段階を新設いたしました。それに伴い、第 17 段階を区分する基準所得金額を変更しました。



(5) 中長期的な介護給付費等・保険料基準額の推計

① 標準給付費及び地域支援事業費

令和 12(2030)年度、令和 22(2040)年度における高齢者人口及び要介護・要支援認定者数の推計に基づくサービス見込量に応じた標準給付費及び地域支援事業費は、以下のように推計されます。

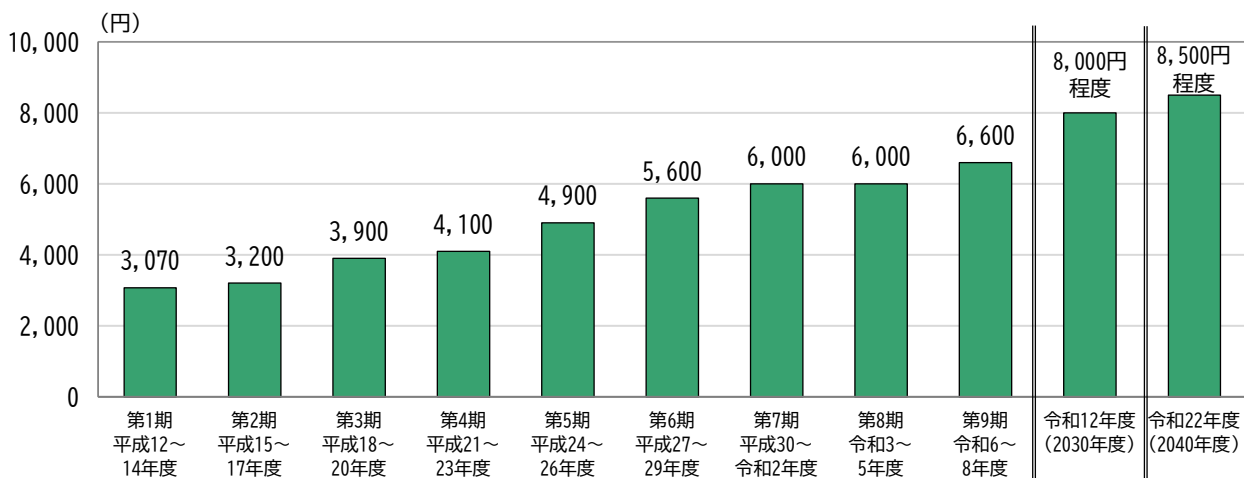
図表6-28 標準給付費見込額及び地域支援事業費見込額(千円)

	令和 12(2030)年度	令和 22(2040)年度
居宅サービス費	48,041,658	50,408,215
施設サービス費	12,032,412	12,713,730
その他の給付費	2,786,817	2,894,146
標準給付費見込額計	62,860,887	66,016,091
地域支援事業費計	2,226,874	2,246,541

② 第1号被保険者保険料の推計(参考値)

上記の標準給付費及び地域支援事業費で推移し、現行の負担割合等で試算した場合、令和 12(2030)年度における第1号被保険者の保険料基準額(月額)は 8,000 円前後、令和 22(2040)年度は、8,500 円前後と推計されます。

図表6-29 保険料基準額(月額)の推移と推計【参考値】



※令和 12(2030)年度及び令和 22(2040)年度の保険料基準額は、第9期計画の所得段階等が継続したものと仮定しており、介護給付費準備基金の活用を反映していない推計となります。

3 円滑な介護保険事業の運営

(1) 適正な介護保険事業の運営

① 介護保険料収入の確保

介護保険料は、介護保険制度を運営するための大切な財源の一つです。被保険者全員がそれぞれの負担能力に応じて保険料を納めることは、公平性の確保や制度の安定的運営に欠かせません。

第1号被保険者の介護保険料の支払いについては、老齢福祉年金等を除く老齢基礎年金など単独の年金で年額 18 万円以上である等、一定の要件を満たす年金受給者においては、法令の定めにより「特別徴収」として年金から保険料の天引きが行われます。一方、年金を受給していない方や年金の繰り下げ受給予定の方等においては、口座振替や納付書で納付する「普通徴収」として、個別に徴収しています。

このため、介護保険料の未納や滞納は普通徴収により生じることになりますが、区は普通徴収の収納対策として、コンビニエンスストアやモバイルレジを活用し、時間や場所、納付方法の選択肢を用意しています。また、未納の方へは、督促状及び催告書のみならず、電話や個別の訪問により納付の意識啓発や納付勧奨を実施し、保険料収納の確保に努めています。

しかし、介護保険料は納付期限を過ぎてから時効までの期間が2年間のため、滞納された方への納付勧奨する期間が限られており、下表のとおり不納欠損額が生じている状況です。

そのため、滞納者の資力に応じ保険料を分割した金額での納付を促すなど納付相談を行っています。また、今後も継続して納付状況を把握しながら納付勧奨業務を強化するとともに、高額滞納者に対しては資産の差し押さえ等を実施することで、保険料収入の安定的な確保に努めていきます。

図表6-30 介護保険料の収納状況

	調定額	収納額	未納額	未納率	不納欠損額
令和2年度	13,017,688,749 円	12,416,674,497 円	601,014,252 円	4.62%	142,160,590 円
令和3年度	12,887,645,876 円	12,322,162,209 円	565,483,667 円	4.39%	160,786,803 円
令和4年度	12,886,453,551 円	12,367,739,662 円	518,713,889 円	4.03%	137,755,810 円

② 事業所の適正な指定等

介護が必要になっても区民が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、保険者として居宅介護支援事業所や地域密着型サービス事業所、介護予防・日常生活支援総合事業等のサービス提供事業所の事業者指定・支援を行います。

制度改正の情報提供や事業者からの相談対応を随時行い、円滑な事業者指定を推進します。

また、厚生労働省は介護事業者の負担軽減を促進するため、電子申請・届出システムを構築し、地方公共団体が導入できるよう整備を進めています。大田区においても現在、電子申請・届出システムの導入準備をしており、システム導入後は介護事業者が利用しやすいように広報等に努めていきます。

事業所の開設に関わる事前相談や、開設後の事業所訪問、指定更新時の運営確認など、事業者指定後も区の条例等に照らし適切な事業運営ができるよう事業者を支援し、利用者が安全で質の高いサービスを受けられるよう取り組みます。

③ 介護保険制度や介護サービス等に係る情報提供

元気な高齢者から支援や介護を必要とする全ての高齢者に向け、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減・悪化の防止といった介護保険制度の基本的理念を多様な機会を活用し、広く周知します。

また、全ての高齢者が、住み慣れた地域の中で、「自立した日常生活」を継続していけるよう、介護予防に向けた地域の取組や、配食、見守り等の生活支援などの情報のほか、介護が必要になった場合は、多様な選択肢から適切なサービスが受けられるよう、有益な情報を発信していきます。

介護保険制度は、利用者の選択を基本としており、利用者の選択を通じて、サービスの質の向上が進むことが期待されています。そのため、介護を必要とする利用者等に向け、福祉サービス第三者評価等を活用した介護事業所の情報等や様々な介護サービスに係る情報を発信していきます。

※区は、第7期計画において「自立した日常生活」を、「可能な限り、できる範囲で、自分の生活・人生に主体的に参画し、自分らしい生活を営むこと」と定義しました。

(2) 利用者等の負担軽減

① 介護保険サービス等の利用者に対する負担額軽減策

(ア)高額介護(予防)サービス費の支給

月の利用者負担額が、同一世帯の合計で下表の上限額を超えた場合は、その超えた額を支給します。高額介護(予防)サービス費の支給は個人単位であり、世帯合算額で上限額を超えた分を、個人の負担額の割合で按分して支給します。

なお、総合事業の利用者負担額が加わる場合、高額介護(予防)サービス費の調整後に、その自己負担額が上限額を超えた額を、高額介護予防サービス費相当事業費として支給します。

図表6-31 高額介護(予防)サービスの支給上限額

所得段階	所得区分	上限額
第1段階	①生活保護の被保護者	①個人 15,000 円
	②15,000 円への減額により生活保護の被保護者とならない場合	②世帯 15,000 円
	③市区町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	③世帯 24,600 円 個人 15,000 円
第2段階	○市区町村民税世帯非課税で〔公的年金等収入額＋合計所得金額〕が 80 万円以下である場合	世帯 24,600 円 個人 15,000 円
第3段階	○市区町村民税世帯非課税	世帯 24,600 円
	○24,600 円への減額により生活保護の被保護者とならない場合	
第4段階	①市区町村民税課税世帯～所得約 380 万円（年収約 770 万円）未満	①世帯 44,400 円
	②所得約 380 万円（年収約 770 万円）以上～同約 690 万円（同約 1,160 万円）未満	②世帯 93,000 円
	③所得約 690 万円（年収約 1,160 万円）以上	③世帯 140,100 円

(イ)高額医療合算介護(予防)サービス費の支給

医療保険と介護保険の両方の利用者負担額を、年間で合算した額に上限額を設け、その上限額を超えた額を支給する制度です。この制度では、申請は医療保険となり、医療と介護の利用者負担額を合算し、支給合計額を求め、それぞれの負担額で按分をします。介護保険分は介護保険から「高額医療合算介護(予防)サービス費」として、医療保険分は医療保険から「高額介護合算療養費」として支給します。ただし、支給合計額が 500 円未満の場合を除きます。

総合事業の利用者負担額がある場合、総合事業分を合算して支給額を再計算し、限度額を超えた分から既支給額を差し引いた額を高額医療合算介護予防サービス費相当事業費として支給します。ただし、総合事業分は 500 円未満であっても支給します。

② 介護保険施設等の利用者に対する負担軽減策

(ア) 特定入所者介護(予防)サービス費の給付

所得の低い方が施設への入所や短期入所サービスを利用する場合、施設利用が困難とならないよう、居住費(滞在費)・食費の利用者負担額に負担限度額を設け、施設の平均的な費用(基準費用額)との差額を特定入所者介護(予防)サービス費(補足給付)として介護保険から給付します。ただし、施設で設定している費用が基準費用額を下回る場合は、当該額との差額を給付します。

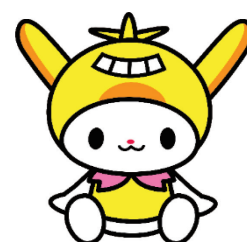
図表6-32 特定入所者介護(予防)サービス費の対象者

利用者負担段階	対象(第1号被保険者)※1	
第1段階	①特別区民税非課税※2である老齢福祉年金受給者 ②生活保護受給者 ③中国残留邦人等支援給付の受給者	
第2段階	特別区民税非課税※2	本人の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金(遺族年金・障害年金等)収入額が80万円以下であって預貯金等の資産が650万円以下の方(夫婦の場合は1,650万円以下)
第3段階①		本人の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金(遺族年金・障害年金等)収入額が80万円超120万円以下であって預貯金等の資産が550万円以下の方(夫婦の場合は1,550万円以下)
第3段階②		本人の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金(遺族年金・障害年金等)収入額が120万円を超える方で、預貯金等の資産が500万円以下の方(夫婦の場合は1,500万円以下)

※1:第2号被保険者の場合、預貯金等の資産は単身1,000万円以下、夫婦の場合2,000万円以下であること。

※2:本人、配偶者(別世帯を含む)及び世帯全員が特別区民税非課税であること。

本人、配偶者等が区市町村民税を課税されているときは、補足給付の支給対象とはなりません。ただし、高齢夫婦世帯等で一方が介護保険施設に入所した場合、一定の要件を満たせば第3段階とみなして施設での居住費・食費を減額することができます。



図表6-33 居住費及び食費の減額

◇居住費(滞在費) 1日当たり

【令和6年7月まで】

利用者負担段階	基準費用額	負担限度額	補足給付額	
第1段階	ユニット型個室	2,006円	820円	1,186円
	ユニット型個室的多床室	1,668円	490円	1,178円
	従来型個室	① 1,171円	① 320円	① 851円
		② 1,668円	② 490円	② 1,178円
	多床室	① 855円	① 0円	① 855円
	② 377円	② 0円	② 377円	
第2段階	ユニット型個室	2,006円	820円	1,186円
	ユニット型個室的多床室	1,668円	490円	1,178円
	従来型個室	① 1,171円	① 420円	① 751円
		② 1,668円	② 490円	② 1,178円
	多床室	① 855円	① 370円	① 485円
	② 377円	② 370円	② 7円	
第3段階	ユニット型個室	2,006円	1,310円	696円
	ユニット型個室的多床室	1,668円	1,310円	358円
	従来型個室	① 1,171円	① 820円	① 351円
		② 1,668円	② 1,310円	② 358円
	多床室	① 855円	① 370円	① 485円
	② 377円	② 370円	② 7円	

※:①介護老人福祉施設、短期入所生活介護

②介護老人保健施設、介護医療院、短期入所療養介護

【令和6年8月～令和7年7月】

利用者負担段階	基準費用額	負担限度額	補足給付額	
第1段階	ユニット型個室	2,066円	880円	1,186円
	ユニット型個室的多床室	1,728円	550円	1,178円
	従来型個室	① 1,231円	① 380円	① 851円
		② 1,728円	② 550円	② 1,178円
	多床室	① 915円	① 0円	① 915円
	② 437円	② 0円	② 437円	
第2段階	ユニット型個室	2,066円	880円	1,186円
	ユニット型個室的多床室	1,728円	550円	1,178円
	従来型個室	① 1,231円	① 480円	① 751円
		② 1,728円	② 550円	② 1,178円
	多床室	① 915円	① 430円	① 485円
	② 437円	② 430円	② 7円	
第3段階	ユニット型個室	2,066円	1,370円	696円
	ユニット型個室的多床室	1,728円	1,370円	358円
	従来型個室	① 1,231円	① 880円	① 351円
		② 1,728円	② 1,370円	② 358円
	多床室	① 915円	① 430円	① 485円
	② 437円	② 430円	② 7円	

※:①介護老人福祉施設、短期入所生活介護

②介護老人保健施設、介護医療院、短期入所療養介護

【令和7年8月以降】

利用者負担段階	基準費用額	負担限度額	補足給付額	
第1段階	ユニット型個室	2,066円	880円	1,186円
	ユニット型個室的多床室	1,728円	550円	1,178円
	従来型個室	① 1,231円	① 380円	① 851円
		② 1,728円	② 550円	② 1,178円
	多床室	① 915円	① 0円	① 915円
		② 697円	② 0円	② 697円
第2段階	ユニット型個室	2,066円	880円	1,186円
	ユニット型個室的多床室	1,728円	550円	1,178円
	従来型個室	① 1,231円	① 480円	① 751円
		② 1,728円	② 550円	② 1,178円
	多床室	① 915円	① 430円	① 485円
		② 697円	② 430円	② 267円
第3段階	ユニット型個室	2,066円	1,370円	696円
	ユニット型個室的多床室	1,728円	1,370円	358円
	従来型個室	① 1,231円	① 880円	① 351円
		② 1,728円	② 1,370円	② 358円
	多床室	① 915円	① 430円	① 485円
		② 697円	② 430円	② 267円

※:①介護老人福祉施設、短期入所生活介護

②介護老人保健施設、介護医療院、短期入所療養介護

◇食費 1日当たり ()内はショートステイ利用時

利用者負担段階	基準費用額	負担限度額	補足給付額
第1段階	1,445円	300円 (300円)	1,145円 (1,145円)
第2段階	1,445円	390円 (600円)	1,055円 (845円)
第3段階①	1,445円	650円 (1,000円)	795円 (445円)
第3段階②	1,445円	1,360円 (1,300円)	85円 (145円)

(イ)旧措置入所者への対応

介護保険制度の施行以前から介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所していた方(旧措置入所者)には、平成12年4月から10年間、利用料の軽減措置がとられていました。現在もこの制度を利用している方がいるため、軽減措置を当分の間延長します。

③ その他の負担軽減策

(ア)介護保険料減額制度

所得が低い方の経済的な負担軽減を図るため、申請に基づき、世帯の家計状況を考慮した介護保険料の減額を行います。

■対象:保険料段階第3段階以下の方で、生活保護基準に準じる程度に困窮している方
(生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者は除く)

■内容:第2段階と第3段階の方の保険料を第1段階の金額に、第1段階の方の保険料を2分の1の金額に減額します。

(イ)生計困難者に対する利用者負担額軽減制度

生計が困難な方が介護保険サービスを利用する際に、介護サービス費の利用者負担割合10%を原則7.5%に、食費・居住費の利用者負担割合を75%に軽減します。

さらに、区では利用者負担額軽減事業補助事業として、介護サービス費のみ利用者負担割合を5%に軽減します。

ただし、軽減が受けられるのは、この軽減制度へ参入することの申出をしている事業所を利用した場合に限られます。対象者は、特別区民税非課税世帯で次の要件を全て満たす方です(生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付受給者については、個室の居住費のみ全額軽減となります)。

- ア 世帯の年間収入と預貯金額が次表の基準額以下であること。
- イ 世帯がその居住用に供する家屋、その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。
- ウ 負担能力のある親族(別世帯含む)などに扶養されていないこと。
- エ 介護保険料を滞納していないこと。

図表6-34 生計困難者に対する利用者負担軽減制度の基準収入・貯蓄額

世帯員数	世帯の年間収入額	世帯の預貯金額
1人	150万円	350万円
2人	200万円	450万円
3人	250万円	550万円

※:以下、世帯員が1人増えるごとに年間収入額に50万円、預貯金額に100万円を加えた額

(ウ)認知症高齢者グループホーム家賃等軽減制度

特別区民税非課税世帯で収入等の基準に該当する生計困難者が、この助成制度へ参入することの申出をしている認知症高齢者グループホームを利用する場合、家賃、食費等の利用者負担のうち、月額7,000円を上限として助成します。

(エ)利用者負担軽減事業及び認知症高齢者グループホーム家賃助成に係る事業者参入促進事業
前記(イ)及び(ウ)の事業に参入し、利用者負担の軽減を行っている事業者に対して、一定額の助成金の支給を行い、参入事業者の負担軽減と新規参入促進を図っていきます。

(オ)境界層該当者への対応

お住まいの住所を管轄する福祉事務所から交付された「境界層該当証明書」の内容に基づき、居住費・食費の減額、介護保険料の減額等を行います。

(カ)高額介護サービス費等資金貸付制度

高額介護(予防)サービス費が支給されるのは、介護サービスを利用した月の翌々月後となるため、その間の資金繰りについて困る方を対象に、高額介護(予防)サービス費に相当する額の範囲内で無利子の資金貸付を行います。

